

保育所に勤務する保育士の児童虐待防止に関する 対応行動評価尺度作成の試み

笠原 正洋

Development of a Measure of Child Abuse Preventing Behaviors for Nursery Teachers in Day Care Centers

Masahiro Kasahara

問題と目的

平成25年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数は、73,765件（速報値）になった。調査が開始された平成2年以来、この数値は毎年増加の一途を辿っており、特に小学校就学前の子どもについての相談対応件数の割合は常に5割前後を推移している。また、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）の第1次報告書から第10次報告書までの死亡事例総数の86.2%（471/546）が小学校就学前の事例である。そのため、この年齢段階にある子どもやその家族に関わることの多い保育所は、児童虐待の早期発見と通告など、児童虐待防止に大きな役割を果たすことが求められている。実際、厚生労働大臣の告示の形で最低基準の規範性を有するものとして平成21年4月に改正施行された保育所保育指針では、虐待や不適切な養育の兆候を示す子どもを関係機関に通告し連携して対応するという保育士の役割が明確に規定された。

しかし、保育所保育士に児童虐待防止の役割が求められたとしても、その役割を十分に遂行しているとは言い難い状況がある。一つには、保育所には虐待を疑われながら通告されないままになっている子どもが潜在するなど、虐待の未発見や未通告（通告の回避も含む）の問題を指摘する研究が認められる（笠原，2011a；Sundell，1997）。二つ目は、養育が不安視され、見守る場の少ない親子の受け皿として保育所が機能していたかどうかという問題である。保育所

が通告を行った後、親子分離になるケースもあるが、その大半は、市町村や児童相談所などの通告先機関と保育所とが連携しながら在宅養育支援の一環として、いわゆる「見守り」を行う段階に移行する。そこでは、保育士は、保育を通して子どもの安否を確認し再通告も視野に入れながら発育・発達を保障し、保護者（又は養育者、以降、親と表記）の相談・助言に応じるなど親に対する保育指導（柏女・橋本 2008）も求められる。また、児童福祉法における保育所の位置づけとして、家庭養育が不安視される子どもや親を市町村が把握した場合、市町村には保育を勧奨する義務があり、保育所には正当な理由がない限りこれを拒んではならないという受託義務が定められているため、今や保育所は保育所に在籍する親子だけでなく、児童福祉法に基づいて被虐待の子どもや親を受け入れて支えていく場になっている。しかし、「子ども虐待による死亡ケース等の検証結果等について」（第7次報告社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）によれば、平成21年4月から平成22年3月までの1年間に、虐待により49人が死亡し、そのうち就学前の子どもが有効割合91.5%（実数43人、当該数を総数から不明を除いて除して算出）を占めていた。これらの事例の多くに関与していたのは医療機関や市町村保健センターだったが、保育所が関与していた事例が8人（16.7%）あることから、在宅養育支援の一環として保育所が関わった問題も残されていた。

このように保育所や保育士には、児童虐待の発見、通告から子どもや親へのケアに至るまで

広範囲にわたる対応が求められており（笠原，2011b），これに関わる知識や技術などの技量をいかに養成するかは保育士養成段階のみならず現職保育士研修においても急務の課題となっている。しかし，児童虐待防止において保育士に求められる対応行動を体系化し，それを評価する尺度の開発も，それに基づく教育システムもまだ十分に確立されていない現状にある。

たとえば，保育士の虐待防止活動に必要と考えられる知識や能力を記述した研究（西原・原田・山口・張，2008）や虐待防止の自己効力感という構成概念に着目し，その尺度化を試みた研究（笠原・加藤 2010）はあるが，保育士に求められる児童虐待防止のプロセス全体を網羅しているとは言い難く，保育所や保育士の対応行動を評価する手段としては問題が残されている。そこで本研究では，児童虐待防止活動のプロセスを明確化したうえで，それぞれのプロセスにおいて保育所や保育士に求められる対応行動を「保育所や保育士が児童虐待防止を求められる場面で，児童虐待の未発見や未通告（通告の回避）の問題を防止し，児童虐待の発見，通告および子どもや家族へのケアにかかわる行動」と再定義し，それらを包括的に把握し，評価するための尺度を作成する。

児童虐待防止活動のプロセスと尺度の作成

では児童虐待防止活動にはどのようなプロセスがあるのだろうか。またそれぞれのプロセスにおいて保育所や保育士には具体的にどのような対応行動を求められているのだろうか。評価尺度作成に先立ち，そのプロセスを策定した。

(1) 虐待の発見から通告までのプロセス

まず保育士が児童虐待を発見できず未通告になるという問題が生じるプロセスを詳細に分析した研究（笠原・加藤 2007）を参考に，それらの問題を防止するための5つのプロセスを設定した。以下，そのプロセスの概要と設定した理由を述べる。

①児童虐待の発見：保育士個人的意思決定（こ

れを個人内プロセスと表記）の問題として，保育士個人が被虐待を検出できるか否か，すなわち「児童虐待を発見する」という対応行動が求められる。これは「児童虐待防止等に関する法律」や「保育所保育指針」に定められている虐待発見の義務に関するものである。

②組織内報告：次に個人内プロセスから集団内プロセスへの移行，すなわち個人的意思決定の結果を保育所の管理者（保育所長や副所長，主任保育士を，以降，管理者と表記）や同僚に報告し，集団での意思決定に委ねるか否かの意思決定が求められる。保育所における虐待事例の発見と通告の詳細を保育者らに面接調査した研究によれば，保育者個人が虐待を発見したとしても，それを同僚や管理者（所長）に報告できないケースが認められた（加藤・笠原，2005）。このような問題を防止するために「組織内報告」という対応行動を測定する項目を作成した。

③通告：通告行動を具体的にどのように行うのかに不安を抱く保育士も存在する。そのため集団内プロセスにおいて，保育所や保育士が通告を行う「通告行動」として，通告先機関についての知識をもち，子どもや親に関してどのような情報を収集して関係機関と情報交換をおこなうかを判断し行動できる対応行動を設定した。

④管理者との協議：未通告の問題が生じるのは，保育士が虐待の疑われるケースを管理者や同僚らに報告したとしても，彼らが虐待とは認めない，あるいは虐待を認めたとしても関係機関に通告しないことによる（加藤・笠原，2005）。この時，保育士は，管理者が要求するルールに従うか子どもの権利擁護を重視するかとのジレンマ状況に陥りやすい。そのため保育所からの未通告という問題を防止するためには，保育士個人が管理者に対して関係機関に通告するよう協議する対応行動が求められる。

⑤個人的意思決定による通告：④と同様に，管理者が通告しないと意思決定した場合，子どもの権利擁護のために保育士個人が通告を実行す

るという対応行動も求められる。なぜなら児童虐待防止等に関する法律では、通告の義務を団体（組織）だけではなく個人にも課しているからである。

(2) 子どもや家族への支援やケアのプロセス

通告後に始まる関係機関との連携において、また市町村の委託を受けて保育所で被虐待の子どもや親を受け入れるときに求められる対応行動として、次の2つを策定した。

⑥子どもへのケア：保育所での「子どもへのケア」というプロセスを設定した。子どもに対しては、被虐待により生じた反応性愛着障害または衝動性(杉山, 2007)への対応として、安心・安全な環境と基本的な生活習慣を確立するための対応行動が求められる。

⑦親への支援：経済的困窮や疾患など様々な生活背景を抱えた親が多い。そのため親に対する支援として、関係機関と協働しながら親の生活習慣を確立し子育てのスキルをガイドする対応行動が求められる。

(3) 保育所の体制整備に関するプロセス

⑧保育所の体制整備：児童虐待の未発見や未通告につながる原因として保育所全体に児童虐待防止の意識が乏しいことも指摘されている(笠原, 加藤 2008; 加藤・笠原 2005)。そのため一人ひとりの保育士が虐待防止の意識を持ち保育所の体制に働きかける対応行動も求められる。

(4) 項目の収集および作成

項目の収集および作成は、次のような手順で行った。まず、上述のプロセスに基づき、心理学を専門とする大学教員が実施した面接調査研究(加藤・笠原 2005)を参考に項目を作成した。次に、作成された質問項目の内容と表現について保育所長(経験23年)1名と協議し、修正・削除を行った。最終的に、36項目を保育所や保育士の児童虐待防止活動に関する対応行動

評価尺度(以下、評価尺度と記述する)とした。

以上より、本研究は、保育所や保育士の対応行動評価尺度の妥当性を検討するために、保育場面での全般的な自己効力感を測定する保育者自己効力感尺度との関連を検討する。その尺度は、保育場面において全体的な肯定的自己評価を意味し、保育職としての働きがいと有意に関連することが確認されている(齊藤, 2000)。この尺度と対応行動評価尺度の間には正の相関があると予想される。あわせて、児童虐待防止活動の対応行動評価尺度の得点の高さは、虐待対応に関する不安の少なさと関連すると考えられるため、保育士の精神的健康状態、たとえばバーンアウトやうつなどの否定的精神状態の指標とは負の関係になることが予想される。

次に、妥当性を検討するために、対応行動評価尺度得点と虐待認識、通告率および場面想定法による判断結果との関連を検討する。発見と通告に関する対応行動評価得点の高い保育士は、虐待を発見することができるという自己認知をもっていると予想される。そのため多様な家族状況や子どもの状態から虐待の特徴やサインを見つけることができるだろう。本研究では、虐待行為を記述した項目を提示し、それらをどの程度虐待であると判断するかを評定させ、それを虐待認識得点とした。そして、その得点と対応行動評価得点の間には正の相関があるという仮説を検討する。また対応行動評価尺度の高い保育士は、これまでの保育経験の中で実際に虐待や不適切な養育の疑われる子どもを通告していると予想される。そこで、保育士がこれまでの保育経験の中で、これらの子どもたちを何人ぐらい担当したか(担当経験人数)、そしてその中で実際に関係機関に通告を行ったのは何人であるか(通告人数)について回答を求め、通告人数を担当経験人数で除した数値を通告率(King, Reece, Bendel, and Patel, 1998)として、それとの関連を検討する。さらに、保育士が保育場面で遭遇すると考えられる被虐待ケースを場面想定法により提示し、その想定場

面での虐待発見，通告意図，管理者との協議，個人の意思決定による通告意図を測定する。そしてこれらの数値と対応行動評価尺度との関連を検討する。対応行動評価得点とそれぞれの数値との間には正の相関が認められると予想される。

方法

1. 調査対象者

福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，山口県の認可保育所をリスト化し，その中から無作為に200カ所を抽出した。そして各保育所あたり5名計1,000名の保育士を調査対象とした。保育所長宛に調査趣意書と回答者5名分の調査票一式（調査趣意書，調査票，返信用封筒）を入れた書類を郵送し，調査への協力を依頼した。そして保育所長に保育士5名の抽出と調査票一式を配布してもらった。5名の保育士の抽出にあたっては，①管理職（保育所長，副所長，主任保育士）ではない保育士であること，②クラス担任をしている保育士であることという2つの条件を満たすように依頼した。なお5名の選出にあたっては，できるかぎり担当クラスの年齢が偏らないよう，また正規職員を優先するよう依頼した。413名の保育士から回答を得た。回答に欠損値が2割以上ある調査票を除外し，386名を分析対象にした。

2. 調査票の構成

(1)フェイスシート：保育士個人と勤務する保育所の属性に関して次の項目に回答を求めた。①保育士の属性：性別，年齢段階（選択肢），雇用状態（選択肢），保育士としての経験年月，現在の担当クラスと担当人数。②勤務する保育所の属性：園児定員，現在の園児数，職員数，設置主体（選択肢）
 (2)児童虐待防止活動プロセスにおいて保育所や保育士に求められる対応行動評価尺度：上述の36項目の対応行動評価尺度に対して，どれくらい項目内容を遂行できると思うか5件法で回答

を求めた。

(3)妥当性検討のための測度1：①保育者効力感尺度：妥当性と信頼性が検証されている保育者効力感尺度（齊藤，2000）6項目を利用した。

5件法で回答を求めた。②バーンアウト尺度：マズラックが作成し，看護領域での妥当性と信頼性が確認された尺度（久保・田尾 1994）を利用した。保育場面に合致するように，項目内容の「患者」という語を「園児」と修正した。

③うつ尺度：SDS（ZUNGの自己評価式抑うつ尺度）日本語版（福田・小林 1973）を利用した。

(4)妥当性検討のための測度2：①虐待認識：加藤ほか（2005）の調査で用いられた多重性虐待尺度項目のうち重症度が軽度であると考えられる項目および平成16年の児童虐待の防止等に関する法律の改正により新たに心理的虐待として規定されたDVへの暴露の項目など計15項目を利用し，5件法による評定を求めた。評定尺度は以下の通りである。0：しつけ（の範囲内）である，1：どちらかというとしつけ，2：どちらかという軽度の虐待，3：中度の虐待，4：重度の虐待。②通告率（LRP：lifetime reporting proportion）：平成16年に児童虐待の防止等に関する法律が改正され，新たに市町村が通告先機関となり，虐待の確証がなく「虐待と思われる」子どもであっても通告対象になった。そのため平成16年以前から保育所に勤務している保育士には平成16年から現在までの保育経験を，平成16年以降に保育所に勤務した保育士には，勤務してから現在までの保育経験を回想し，「虐待ではないかと疑った子ども」また「虐待ではないかもしれないが不適切な養育の兆候が認められる子ども」をそれぞれ何人担当したか，そしてその中で何人の子どもを専門機関へ通告したかについて回答を求めた。後者を前者で除した数値である通告率を分析に利用した。③場面提示法による判断：笠原（2009）が使用した場面想定法を用いて，虐待の発見（親の子どもへの関わり方は虐待であると思うか）と通

告意図（この事例は専門機関へ通告する必要があると思うか）をそれぞれ1項目、組織内報告意図（同僚へ報告するか、管理職へ報告するか、会議で報告するか）3項目、管理者との協議（通告を依頼するか、保育者の意見ととりまとめ管理者に依頼するか、個人の意思で管理者に依頼するか）3項目、個人の意思決定による通告意図（本人が直接通告するか、嘱託医や巡回相談に連絡するか）2項目に対して、5件法で回答を求めた（提示された場面は付録参照）。

3. 手続き

調査は2010年2月に実施された。具体的実施手続きは以下の通りである。①保育所への調査票の郵送。②管理者から保育士への調査票の配付（管理者には配付手続きに関する文書を添付）。③保育士による調査票の回答と調査票の返送。保育士には保育所を経由せず直接、投函してもらった（宛名印刷済み、郵送料不要の返信用封筒を利用）。

結果と考察

1. 回答者の属性

回答者の保育職経験平均年数は、13年6カ月（ $SD = 9.75$ ）であった。職位は、正規職員354名（91.7%）、常勤職員25名（6.5%）、時間給非常勤職員4名（1.0%）、無回答3名（0.8%）、年齢段階は、20～22歳10名（2.6%）、23～25歳62名（16.1%）、26～29歳84名（21.8%）、30～40歳98名（25.4%）、40歳以上131名（33.9%）、無回答1名であった。回答した保育士が担当しているクラス年齢に大きな偏りはなかった（0歳児61名、1歳児67名、2歳児73名、3歳児55名、4歳児47名、5歳児35名、0～2歳児異年齢交流保育8名、3～5歳児異年齢交流保育33名）。保育所の設置主体は、社会福祉法人291名、宗教法人7名の計298名（77.2%）が民間の保育所であった。市町村立の公立保育所に勤務していたのが76名（19.7%）、他に社団法人、財団法人と回答した保育士がそれぞれ6名（各

1.6%）、無回答が6名（1.6%）認められた。

2. 児童虐待防止活動の対応行動評価尺度の分析

作成した対応行動評価尺度が、保育所における児童虐待防止活動のプロセスを反映した因子構造になっているか検討するために確認的因子分析を行った。まず虐待防止対応という上位の因子の下に、虐待の発見、組織内報告、通告行動、管理者との協議、個人の意思決定による通告行動、子どものケア、親への支援、保育所の体制整備という8つの下位因子が存在するという仮説モデルをモデル1とした。次に、子どものケアと親への支援を1つの因子にした7因子モデルをモデル2、またモデル2に対して通告行動と個人の意思決定による通告行動を1つの因子にした6因子モデルをモデル3、そして虐待対応行動という1つの因子のみを想定するモデル4を設定した。これらのモデルと実際に得られたデータとの適合度を検討するために、3つの代表的な適合度指標（GFI、AGFIおよびRMSEA）を求めた。分析の結果、全般的に適合度に良好であるとはいいがたいが、モデル1の適合度が残り3つのモデルのそれよりも良好であったため、モデル1を採用した（モデル1：GFI = .790, AGFI = .761, RMSEA = .069；モデル2：GFI = .778, AGFI = .748, RMSEA = .072；モデル3：GFI = .714, AGFI = .676, RMSEA = .087；モデル4：GFI = .433, AGFI = .364, RMSEA = .157）。以降の分析では、対応行動評価尺度全体の合計得点に加えて、それぞれの下位尺度を構成する項目の評定平均値を求め8つの下位尺度の得点ごとに行った分析結果を示す。

児童虐待防止活動の上位因子から各対応行動の因子への標準化係数は、虐待の発見（.73）、組織内報告（.69）、通告行動（.59）、管理者との協議（.68）、個人の意思決定による通告行動（.37）、子どものケア（.68）、親への支援（.64）、保育所の体制整備（.62）だった。因子毎に各項目への標準化係数を表1に示した。

表1. 児童虐待防止活動のプロセスにおいて保育所や保育士に求められる対応行動評価尺度の因子と各項目への標準化係数

虐待の発見 (= 825)		標準化係数
1	子どものからだ、行動や情緒面にあらわれた変化(症状や特徴)に気づく。	577
2	子どものからだに外傷を見つけたとき、虐待によってできた外傷とそうでない外傷とを区別する。	602
3	虐待を受けたと思われる子どもを発見する。	674
4	親による子どもへの虐待行為としつけの行為とを区別する。	662
5	虐待を受けたと思われる子どもの親に子どもの状態について質問する。	658
6	親が子どもの状態(からだの外傷、行動や情緒面の变化)を説明しているとき、矛盾するところがないかに気をつけて聴きとる。	727
7	虐待を受けたと思われる子ども本人に、何があったのかを聴きとる。	588
組織内報告 (= 895)		標準化係数
8	虐待を受けたと思われる子どもに気づいたとき、躊躇(ちゅうちょ)せず、同僚らに報告・相談する。	735
9	虐待を受けたと思われる子どもに気づいたとき、たとえ同僚がその疑いを否定したとしても、躊躇(ちゅうちょ)せず、直接、管理者に報告・相談する。	746
10	虐待を受けたと思われる子どもがいたなら、虐待かどうかの証拠を確認できなくても、必ず管理者に報告・相談する。	725
11	同僚が、虐待を受けたと思われる子どものことであなたに相談に来たとき、どんなに忙しくても相談に応じる。	735
12	同僚が、虐待を受けたと思われる子どものことであなたに相談に来たとき、あなたが子どもを観察して意見を述べる。	744
13	同僚が、虐待を受けたと思われる子どもを管理者へ報告するのをためらっているとき、管理者へ報告したほうがよいと助言する。	850
14	虐待を受けたと思われる子どもに気づいたとき、朝礼や職員会議(ケース会議)などで保育所全体にその情報を報告・連絡する。	736
通告行動 (= 862)		標準化係数
23	管理者から「あなたが通告しなさい」と言われたら、自分が通告する。	648
24	自分が直接、専門機関や専門家に連絡・通告をする時、その連絡先や電話番号を調べる。	837
25	自分が直接、専門機関や専門家に連絡・通告をする時、あらかじめ相手に伝えるべき情報を集めておく。	916
26	自分が直接、専門機関や専門家に連絡・通告をする時、相手からの問い合わせにうまく応答する、説明する。	751
管理者との協議 (= 907)		標準化係数
15	管理者に通告してもらおうよう、あきらめないで願う、依頼する。	870
16	他の保育士にも相談して、通告した方がよいというように保育士の意見をまとめる努力をする。	847
17	他の保育士も自分と同じような考えであることを管理者に伝えて、通告してもらおうよう依頼する。	893
18	他の同僚がたとえ虐待ではないと判断しても、自分の判断を信じて、管理者に通告してもらおうよう依頼する。	708
19	管理者に、保育所に来たことがある専門家(園の嘱託医や巡回相談員)へ連絡してもらおうよう依頼する。	788
個人の意思決定による通告行動 (= 933)		標準化係数
20	管理者に何度依頼しても対応しないならば、自分から直接、専門機関へ通告する。	900
21	管理者が対応しないならば、他の同僚からの同意が得られなくても、自分から直接、専門機関へ通告する。	942
22	管理者に何度依頼しても対応してもらえないならば、保育所に来たことがある専門家(園医や巡回相談員)へ自分から連絡する。	880
子どものケア (= 746)		標準化係数
27	虐待を受けた子どもが、保育場面で安心して生活できるように環境(物理的、人的)を構成する。	773
28	虐待を受けた子どもが、保育場面で生活習慣を確立できるよう支援する。	828
29	保育場面で、虐待を受けた子どもに衝動コントロールの方法を教える。	587
親への支援 (= 864)		標準化係数
30	保育場面において、子どもに対して虐待傾向にある親が基本的な生活習慣を確立できるよう支援する。	752
31	保育場面において、子どもに対して虐待傾向にある親の子育ての力を強める(エンパワーする)支援を行う。	791
32	保育所において、市町村や関係機関との連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行う。	838
33	保育場面において、児童委員(民生委員児童委員や主任児童委員)や保健師と連携して家庭養育のサポートを行う。	755
保育所の体制整備 (= 968)		標準化係数
34	園において虐待を受けた子どもを発見するための取り組み体制が整備されていない場合、体制作りに積極的ににかかわり推進・協同していく。	964
35	園において虐待を受けた子どもを通告するための取り組み体制が整備されていない場合、体制作りに積極的ににかかわり推進・協同していく。	971
36	園全体で虐待を受けた子どもやその親を支援していくための取り組み体制が整備されていない場合、体制作りに積極的ににかかわり推進・協同していく。	936

α 係数は、虐待の発見 ($\alpha = .83$), 組織内報告 (.90), 通告行動 (.86), 管理者との協議 (.91), 個人の意思決定による通告行動 (.93), 子どものケア (.75), 親への支援 (.86), 保育所の体制整備 (.86) だった。すべての因子において α 係数に問題はなかった。

3. 保育士の経験年数ごとに見た対応行動評価の違い

保育士の年齢段階ごとに児童虐待防止活動の対応行動評価得点がどのように異なるかを検討するために、フェイスシートで回答を求めた年齢段階から25歳以下 ($n = 72$), 26歳~29歳以下 ($n = 83$), 30歳~39歳以下 ($n = 97$), 40歳以上 ($n = 127$) の4群に分類し、対応行動評価尺度全体と下位尺度ごとの評定平均値を算出した。これを表2に示す。この数値に対して、1要因分散分析を実施したところ、下位尺度の通告行動と個人の意思決定による通告行動には有意な群の差は認められなかったが、尺度全体 ($F_{(3, 381)} = 7.10, p < .001$), 児童虐待の発見 ($F_{(3, 375)} = 5.85, p < .01$), 組織内報告 ($F_{(3, 379)} = 4.13, p < .01$), 管理者との協議 ($F_{(3, 380)} = 3.90, p < .01$), 子どものケア ($F_{(3, 380)} = 6.22, p < .001$), 親への支援 ($F_{(3, 380)} = 6.31, p < .001$), 保育所の体制整備 ($F_{(3, 380)} = 6.37, p < .001$) において有意差が認められた。Bonferroni法による下位検定を行った結果、概して年

齢が上がるほど技量が向上することが認められた。

4. 妥当性の検討

(1) 妥当性1の検討

対応行動評価尺度全体と下位尺度とが、保育者効力感、バーンアウトの下位尺度(脱人格化、達成減退、情緒的消耗)およびうつ尺度の評定値とどの程度関連するかを検討するために相関係数を求めた。その結果を表3に示す。尺度全体と下位尺度のすべてと保育者効力感との間には正の相関が認められた。またバーンアウトの脱人格化と達成減退、そしてうつ尺度との間には、技量尺度の下位尺度「個人の意思決定による通告」を除いてすべて仮説化された方向での相関が認められた。しかし、バーンアウトの下位尺度である情緒的消耗との間に有意な相関を示した役割遂行評価の下位尺度は少なく、関連が認められなかった。

(2) 妥当性2の検討

①虐待認識：表4の左列に、対応行動評価尺度と虐待認識得点との相関係数を示した。尺度全体と下位尺度の児童虐待の発見、組織内報告、子どもへのケア、親への支援、体制整備に有意な相関が認められたが全体的に低い相関係数だった。

②通告率：「虐待が疑われる子ども」に対して、

表2. 対応行動評価尺度の平均と標準偏差

	25歳以下 ($n = 72$)	26~29歳 ($n = 83$)	30~39歳 ($n = 97$)	40歳以上 ($n = 127$)
尺度全体	129.53 (15.01)	131.90 (18.02) ^b	137.30 (15.14) ^c	138.61 (14.53)
虐待の発見	3.53 (0.55)	3.65 (0.57) ^b	3.76 (0.41) ^c	3.81 (0.48)
組織内報告	4.09 (0.60)	4.24 (0.64)	4.32 (0.58)	4.39 (0.55)
通告行動	3.77 (0.80)	3.74 (0.81)	3.82 (0.75)	3.79 (0.80)
管理者との協議	3.86 (0.73)	3.88 (0.67)	4.04 (0.72) ^b	4.14 (0.61)
個人の意思決定による通告行動	2.82 (0.96)	2.85 (0.97)	3.00 (0.98)	2.98 (0.84)
子どもへのケア	3.53 (0.49)	3.65 (0.59)	3.84 (0.53)	3.83 (0.60)
親への支援	3.13 (0.63)	3.25 (0.66) ^b	3.43 (0.64) ^c	3.49 (0.59)
体制整備	3.37 (0.78)	3.38 (0.75)	3.69 (0.67)	3.70 (0.68)

検定結果は、英語小文字の異同により示した。10%水準で有意傾向または5%水準で有意差があった場合には異なった文字(e.g., aとb), 有意傾向および有意差がなかった場合には同じ文字(e.g., aとa)で示した。

表3. 対応行動評価尺度と保育効力感, パーンアウト, うつとの単純相関 (n = 386)

	保育者効力感	脱人格化	達成減退	情緒消耗	うつ
尺度全体	428***	- .224***	- .221***	- .076	- .228***
虐待の発見	368***	- .162**	- .183***	- .010	- .188***
組織内報告	286***	- .226***	- .195***	- .046	- .201***
通告行動	214***	- .136**	- .129*	.010	- .128*
管理者との協議	303***	- .251***	- .229**	- .139**	- .238***
個人の意思決定による通告行動	.171**	- .013	- .016	- .034	- .026
子どもへのケア	306***	- .157**	- .127*	- .053	- .147**
親への支援	352***	- .124*	- .098†	- .068	- .105*
体制整備	332***	- .130*	- .132*	- .136**	- .190***

†p < .10. *p < .05. **p < .01. ***p < .001

表4. 対応行動評価尺度と虐待認識, 通告率との単純相関

	虐待認識 (n = 386)	通告率_虐待 (n = 156)	通告率_不適切 (n = 147)
尺度全体	.147**	.146†	.266**
虐待の発見	.146**	.140†	.259**
組織内報告	.153**	.146†	.229**
通告行動	.068	.079	.028
管理者との協議	.086	.156†	.153†
個人の意思決定による通告行動	-.023	.103	.071
子どもへのケア	.133**	.017	.149†
親への支援	.104*	.097	.275**
体制整備	.128*	.020	.234**

†p < .10. *p < .05. **p < .01

そのような子どもがいないと回答した保育士は142名(36.8%), 虐待を疑い一人でも通告した保育士は84名(21.8%), 虐待を疑いながら通告しなかった経験を持つ保育士は72名(18.7%), 無回答は88名(22.8%)だった。通告率は, 0.44だった。この中で, 無回答と「いない」と回答した保育士をのぞく156名の通告率と本尺度との相関を求めた(表4の中列)。正の相関係数に有意傾向が認められただけだった。一方, 「虐待ではないかもしれないが不適切な養育の兆候が認められる子ども」に対しては, そのような子どもがいないと回答した保育士は128名(33.1%), 虐待を疑い一人でも通告した保育士は36名(9.3%), 虐待を疑いながら通告しなかった経験を持つ保育士は111名(28.8%), 無回答は111名だった。通告率は, 0.18だった。この中で, 無回答と「いない」と

回答した保育士をのぞく147名の通告率と本尺度との相関を求めた(表4の右列)ところ, 正の有意な相関係数が認められた。

平成21年度に改正された保育所保育指針では, 虐待の疑われる子どもだけでなく不適切な養育の兆候が認められる子どもも通告先機関である市町村や児童相談所に速やかに通告する義務があることが明記された。「虐待が疑われる子ども」の通告率は2006年度に実施された調査結果(笠原, 加藤 2010)では, 0.26であり今回の調査結果からは明らかに通告率の上昇が認められる。しかし, 「不適切な養育の兆候が認められる子ども」の通告率は依然として低いままであり, 保育所に通告されずにいる子どもの存在が示された。今回検討した役割遂行能力の評価尺度の妥当性は「虐待が疑われる子ども」の通告率でみるならば乏しいと考えられるが,

「不適切な養育の兆候が認められる子ども」に関しては妥当性が認められたと考えられるだろう。

(3) 場面想定法による妥当性の検討

場面想定法で回答を求めた「虐待の発見（親の子どもへの関わり方は虐待であると思うか）」、「通告意図（この事例は専門機関へ通告する必要があると思うか）」、「組織内報告意図（同僚へ報告するか、管理職へ報告するか、会議で報告するかの3項目）」、「管理者との協議（通告を依頼するか、保育者の意見ととりまとめ管理者に依頼するか、個人の意思で管理者に依頼するかの3項目）」、「個人の意思決定による通告意図（本人が直接通告するか、嘱託医や巡回相談に連絡するかの2項目）」の数値と技量評価尺度の評定平均値との相関係数を示したのが表5である。「虐待の発見」と「通告意図」については低い相関係数しか認められないが、「組織内報告」「管理者との協議」「個人の意思決定に関する通告（個人通告と表記）」においては中程度の相関が認められ、対応行動評価尺度の妥当性が確認されたと考えられる。

まとめと今後の課題

児童虐待問題の増大という社会的背景のもと、保育所の保育士が果たす児童虐待防止の役割はますます重要なものになってくる。本研究は、児童虐待防止活動の各プロセスにおいての

保育所や保育士に求められる対応行動を評価する尺度を作成し、その信頼性と妥当性の検討を試みた。主な結果は以下の通りである。

①児童虐待防止活動のプロセスに基づき作成した尺度に対して、保育士386名のデータを用いて確認的因子分析を実施した。適合度指標を検討した結果、「虐待の発見」「組織内報告」「通告行動」「管理者の協議」「個人の意思決定による通告行動」「子どもへのケア」「親への支援」「保育所の体制整備」の8つの下位尺度からなる対応行動評価尺度を採用した。

②対応行動評価尺度の α 係数は十分であることが示された。

③対応行動評価尺度の妥当性を確認するために、保育者自己効力感尺度、バーンアウト、うつとの関係を検討した。その結果、この尺度は保育者自己効力感、バーンアウトの下位尺度である達成意欲の減退と脱人格化、そしてうつ尺度に対して、予想された方向での関連が認められた。

また、虐待判断評価、通告率、場面想定法による判断や行動意図の測度との関連を検討した。虐待判断評価及び「虐待の疑われる子ども」の通告率については弱い関連しか認められなかったが、「不適切な養育の兆候が認められる子ども」の通告率と場面想定法による判断や行動意図には中程度の関連が認められ、妥当性は一部確認されたと考えられる。

以上より、今回作成した尺度の有用性が一部

表5．対応行動評価尺度と場面提示法での虐待防止の意思決定との関連

	虐待の発見	通告意図	組織内報告	管理者説得	個人通告
尺度全体	.247***	.176**	.374***	.448***	.420***
虐待の発見	.268***	.137**	.275***	.257***	.226***
組織内報告	.125*	.143**	.314***	.226***	.125*
通告行動	.194***	.182***	.293***	.356***	.404***
管理者との協議	.198***	.138**	.350***	.438***	.283***
個人の意思決定による通告行動	.088†	.107*	.113*	.401***	.664***
子どもへのケア	.166**	.046	.222***	.199***	.149**
親への支援	.115*	.062	.159**	.251***	.256***
体制整備	.144**	.053	.212***	.254***	.201***

† $p < .10$. * $p < .05$. ** $p < .01$. *** $p < .001$

確認されたと考えられる。保育所や保育士が児童虐待防止活動において求められる対応行動を明確に意識し行動することによって、保育所における児童虐待の未発見や未通告を防止することになる。保育所が、市町村や児童相談所と協働しながら、早期に発見された子どもと家族に対応していくことで、虐待や不適切な養育ケースの重症化を食い止めることになるだろう。ただし、この対応行動評価尺度がすべてのプロセスを十分に網羅しているかについては、さらに検討を重ねる必要がある。たとえば保育所が通告先機関と協働して子どもや家族を支えていく際の協働行動を開始し維持し、支援目標・計画の見直しを行う技量については十分に検討できていない。また、保育所の組織風土の違いにより対応行動評価がどのように異なるのかなどの実態把握も行う必要があるだろう。

児童虐待防止研修プログラムの効果検証を行うためにも、評価尺度の策定は必要である。そのため、今後も保育所や保育士の児童虐待防止活動をより詳細に検討することにより、項目を精選し、さらなる評価尺度の策定が求められるだろう。

引用文献

- 福田一彦・小林茂雄.(1973). 自己評価式抑うつ性尺度の研究. 精神神経学雑誌, 75, 673-679.
- 笠原正洋.(2009). 場面提示法を用いた保育士養成校学生の虐待発見, 報告及び通告の意思決定に関する研究. 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要, 41, 35-41.
- 笠原正洋.(2011a). 保育所保育士による児童虐待の発見と通告に関する実態調査. 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要, 43, 13-19.
- 笠原正洋.(2011b). 児童虐待と保育所の役割. 教育と医学, 59(6), 4-12.
- 笠原正洋・加藤和生.(2007). 保育園や幼稚園において潜在化する被虐待児の発見および通告のプロセス・モデルの改訂. 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要, 39, 19-27.
- 笠原正洋・加藤和生.(2008). 保育園や幼稚園において潜在化する被虐待児の発見および通告を阻害する要因をコード化するスキーマの作成. 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要, 40, 19-27.
- 笠原正洋・加藤和生.(2010). 保育所での児童虐待防止活動に関する保育士の自己効力感尺度作成の試み. 子どもの虐待とネグレクト, 12, 131-139.
- 柏女霊峰・橋本真紀.(2008). 保育者の保護者支援. フレーベル館, 東京.
- 加藤和生・笠原正洋(2005) 保育園における潜在的被虐待児の早期発見・早期対応に関わる諸問題の探索的研究. 保育園での児童虐待の早期発見・対策にかかわる諸問題の解明と対策システムの構築(厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業・平成16年度総括・分担研究報告書): pp.7-18.
- 加藤和生・笠原正洋・後藤晶子・小林美緒・岡嶋美代・中尾達馬・小田部貴子・丹羽 空・大黒剛.(2005). 専門性の異なる職種における子どもへの虐待的行為の認知の比較. 「潜在的児童虐待被害」の実態解明とそれが心に及ぼす影響に関する理論的・実証的研究(平成13-15年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)) 研究成果報告書: pp.87-117.
- King, G., Reece, R., Bendel, R., and Patel, V. (1998). The effects of sociodemographic variables, training, and attitudes on the lifetime reporting practices of mandated reporters. *Child Maltreatment*, 3(3), 276-283.
- 久保真人・田尾雅夫.(1994). 看護婦におけるバーンアウト・ストレスとバーンアウトとの関係. 実験社会心理学研究, 34, 33-43.
- 西原尚之・原田直樹・山口のり子・張世哲.(2008). 子ども虐待防止にむけた保育所, 学校等の役割と課題. 福岡県立大学人間社会学部紀要, 17(1), 45-58.
- 齋藤友介.(2000). 保育士の働きがいと及ぼす保育者効力の影響. 保育学研究, 38(2), 26-32.

杉山登志郎.(2007). 子ども虐待という第四の発達障害. 学研, 東京.

Sundell, K. (1997). Child-care personnel's failure to report child maltreatment: Some Swedish evidence. *Child Abuse & Neglect*, 21, 93-105.

付記 この研究は、科学研究補助金・基盤研究(C) (研究課題名: 保育者の意思決定支援ツールを用いた児童虐待対応包括プログラムの開発(H19-H21), 課題番号: 18500638, 研究代表者: 笠原正洋)の助成を受けた。ご協力いただいた保育所の先生方に感謝いたします。

付録 場面想定法での教示と提示された事例は以下のとおりである。

『模擬事例への対応をお尋ねします。以下の事例の文章を、実際にあなたがその保育所の担任保育士になったつもりでよく読んでください。そして、その後の質問に回答してください。』

この保育所であなたは2歳児の担任をしています。そのクラスの中に 君という男児がいます。

君の様子: 君は、ほとんど休むこともなく園に来ています。保育所に来ることが楽しみようです。しかし、保育中に、突然、大声を出し他の友だちを叩いたり、何かとトラブルが絶えません。年1回の歯科検診で虫歯があると指摘されました。もうすぐ3歳になる 君は、20本の歯のうち5本が虫歯になっています。

ある日、 君が昼ごろ39度の熱を出したので、お母さんに、迎えに来てもらうように電話をしたことがありました。しかし、お母さんはすぐに迎えに来ないで、いつも通りの時間にしか迎えに来ませんでした。次の日、 君を保育所に連れてきたので、熱を測ったところ38度5分も熱があり、病院からの薬も持ってきていませんでした。どうやら昨日、保育所から帰っても病院に連れて行っていないようでした。

また、 君は給食の時にガツガツ食べる様子が見られます。ある週の月曜日には、給食前のおやつ時間に、おやつを飲み込むように食べて、その後、他の子

の分まで取って食べてしまうことがありました。ある日のお迎えの時、お母さんが 君に向かって「あんたなんか産まなきゃよかった」と言っているのを聞いたこともあります。

君の親の様子: 君のお母さんとは、 君の保育所での様子などを伝えたいと考えているのですが、お迎えの時にはすぐに帰っていき、話をする機会がなかなか取れません。また連絡ノートに、こちらが用件を記入しても、無記入で返ってくるがよくあります。以前、連絡ノートに「きょうの 君は少し眠そうで、あくびをよくしていました。睡眠不足だったのでしょうか。昨晩は、何時頃、お休みになりましたか?」と書いたところ、「 と私の生活にまで口出ししないでください。」という返事がかえってきたことがありました。』